

- ① 現在の教育基本法もすばらしいものだと思いますが、情報化、核家族化、価値観の多様化など、これだけ社会情勢が目まぐるしく変化している中で、やはり、時代に対応すべく、教育の根本となる教育基本法は直すべきだと思います。まずは、早く教育基本法を改正して、それから、しっかりと腰を据えて教育改革を取り組むべきだと思います。大臣のご説明では、「教育基本法を改正した後、教育振興基本計画を策定する」ということできちんとあります。子どもたちは日々、成長していきます。子どもたちの未来のために、我々大人の責任として、子どもたちに最善の教育が与えられるよう、社会全体で取り組んでいかなければいけないと強く感じています。

② 教育基本法の改正案について、「人格の培成」を目指すのはもちろんですが、「公共の精神」や「社会の形成者」など社会の一員としていう視点が重視されていることに強く共感しています。この文章が「わがまま」「勝手」と答つて考えられているのではないかという気がじたくなりせん。教育基本法の改正を二つのきつかけにして、もう一度教育のあり方を是直し、「みんなで支えあって生きていくお金、高いやりのある社会」の実現を目指していいと思います。

③ 教育の原点はやはり家庭教育だと思います。窮屈なことに、親が離れていて、その間に付きます。教育をめぐる現在の様々な問題は、その多くが家庭教育にあるのではないかと思います。先ほどおっしゃったように、新しい教育基本法に「家庭教育」の規定が追加されることには本当に大事なことがあります。まずは、親がその責任をしつかりと自覚すべきだと思います。また、学校、家庭、地域が連携・協力する事です。教育は学校だけではなく家庭です。学校ばかりに責任を押し付けたり、人任せにしたりせず、みんながしっかりと自分自身の役割を果たして、みんなで子どもたちを育てていくという認識を共有することが必要なと思います。

「タウンミーティング イン 八戸」(議事要旨)

テーマ:教育改革

1. 日時 平成18年9月2日(土) 14:00~16:00
2. 場所 八戸プラザホテル 2階 富士の間
3. 出席閣僚等 小坂 慶次 文部科学大臣
梶田 敦一 中央教育審議会委員 兵庫教育大学長
細川 栄生 政治ジャーナリスト
4. 参加者数 401名
5. 発言者数 10名

○小坂文部科学大臣からの挨拶

教育は、国家百年の大計と言われるが、皆さん教育を受けた経験があり、お子さんを通じて、あるいは身近に学校を見たり、毎日の新聞やテレビを見たりしながら、教育の問題に関心を持つていいと思う。最近のいろいろな事件や社会現象を見るにつげ、これらが根本にあるものは教育ではないかと考える。

皆さんも教育に対して、いろいろなご意見をお持ちだと思う。教育改革を進めている文部科学省としては、皆さんからのご意見を十分に勘案し、教育基本法の改正をはじめとする教育の抜本的な改革を進めるために最善の努力をしてまいりたい。

先の通常国会に教育基本法の改正案を提出した。約50時間あまりの審議を経て、現在、継続審議になっている。教育こそ人材育成の大本である。資源のないわが国が、人材を通じて、21世紀の世界にその存在感を示し、日本人としてのアイデンティティーをしっかりと持った国民によって、世界の中で認められる国として将来大きな活躍ができるよう、教育基本法の早期成立に向けて全力を尽くすとともに、教育関係法律の改革に努力をしてまいりたい。本日は、皆さんのお見舞いのご質問やご意見を期待している。

○梶田委員からの挨拶

青森県では、管理職研修や、新しく教頭先生になつた方々の研修をさせていただいたおり、非常に親しい気持ちを持つている。今日は、中央教育審議会の委員ということで、皆さんに情報提供をし、どういう考え方があるかなどについてお話ししたい。

2001年2月に、7つの教育関係の審議会が合併し、新しい中央教育審議会ができた。この5年半くらいの中で、教育の仕組み等、具体的なところについてお話ししたい。あつた。その中の一つが、教育基本法の改正である。同時に、指導要領の改訂が今、大結めにきている。教員についても、今までよりも一層信頼される、力量のある教員としてがんばっていい、そして世の中の人とうまく手をつないでいくために、いくつかの議

成や研修、免許制度の改革についての答申も提出したところである。このようなことについて、今日はいくつかお話しできればよいと思っている。

○鶴川氏からの挨拶

私はもともと教育の専門家ではなく、ジャーナリストとして、特に地方分権という視点から様々な自治体を取材し、東京・品川区の教育改革について取材を進めるうちに、3年前に品川区の教育委員に就任した。今日は、品川区教育委員という肩書きも負いつつ、ジャーナリストという少し外の立場から、今の教育をどういうふうに見ているのかについて、皆様と意見交換したい。

家庭では、2歳になる息子がおり、私自身、教育は非常に切実な問題になっている。今日は、大臣や鷹田先生のいろいろなご意見やお考え方を伺い、これから日本の日本でいくような政治体制ができることを期待しながら、皆様と一緒に参加させていただきたいたい。

○小坂大臣からの「教育改革」についての説明

教育は、学校、家庭、社会、それぞれの協力と努力によって充実させるべきものであるが、教育をめぐって様々な課題が指摘されている。現在の日本の子どもたちは、国際的に見て成績は上位にあるが、学ぶ意欲が低い。また、学校では近年、子どもたちの安全が脅かされており、通学路の安全の確保が課題となっている。学校における教育は、画一的、硬直的で、国民や保護者の期待に十分に応えられないのではないかとの指摘もある。さらに、少子高齢化、核家族化、都市化など環境変化の中で、家庭や地域の教育力の低下が課題となっている。

このような深刻な状況を打破し、わが国の未来を切り開く教育を実現するために、本年1月に「教育改革のための重点行動計画」をとりまとめた。その中で、「新しい時代の義務教育の創造－義務教育の構造改革－」を第一に掲げ、さらに、活力ある人材を育てるための教育の充実、充実した教育を支える環境の整備、家庭・地域の教育力の向上を掲げている。

新しい時代の義務教育の創造については、教育の目標を明確にして結果を後証し、質を保証する、教師に対する搖るきない信頼を確立する、地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める、確固とした教育条件を整備する、以上4つの国家戦略を立てている。そして、全国的な学力調査の実施、教員免許更新制の導入、これらの検討と学校評価システムの構築など、義務教育の構造改革に取り組んでいる。教育改革をさらに推進し、新しい時代にふさわしい教育を実現するためには、公共の精神や生涯学習の理念など、新しい時代の教育理念を明確にすることが必要である。

文部科学省では、現在、教育基本法の改正と教育振興基本計画の策定に向けて取り組んでいる。現行の教育基本法は、戦前の教育勅語に代わり、日本国憲法の精神でのつて教育の基本を確立するため、昭和22年に制定されたもので、教育の基本理念、義務

教育の無償、機会の均等などについての規定があり、すべての教育法規の根本法となっている。

現在、この教育基本法の制定から半世紀以上が経過したが、その間、教育水準は向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化、国際化などによって教育を取り巻く環境は大きく変化し、様々な課題が指摘されている。このような中、新しい時代の教育の基本理念を明確にして、国民の共通理解をはかりながら国民全体で教育改革を進めるために、教育基本法を改正する必要があると考えている。

平成12年1月に教育改革審議会から「新しい時代にふさわしい教育基本法」と教育振興基本計画の在り方にについて」という答申がなされた。その後、教育改革タクシーミーティングなどを通じて国民的な議論を深め、また、与党においても、「与党教育基本法改正に関する協議会」「同賛討会」を中心として取りまとめて行った。

これらの検討を踏まえて、政府では本年4月末に教育基本法の改正案を国会に提出したが、現在、継続審議となつていてある。文部科学省としては、速やかな成立を目指して全力を尽くしてまいりたいと考えている。

教育基本法改正法案のポイントについてご説明させていただく。今回の改正案の基本的な考え方は、「個人の尊厳」や「人格の完成」など、用言法に規定されている普遍的な理念は引き継ぎ規定しつつ、今日重要なと考えられる事柄を新たに加えるというものである。

法案の第1章に規定している「教育の目標」は、5つに分類して規定している。第1に、教育の最も基礎的な機能である知識、教養の習得や、豊かな情操と道徳心の涵養、健やかな身体の育成を新たに規定している。これは、知・情・体に対応するものである。

第2に、自己実現を目指す自立した人間を育成するという観点から、個人の価値を尊重し、その能力を伸ばし、創造性を培うことを規定している。また、ニート、フリーター問題などが指摘され、職業観の育成が求められることから、職業との関連を重視し、勤務を重んずる態度を養うこと新たに規定している。

第3に、国民一人ひとりが自らよりよい社会づくりに取り組むことが重要な責務であるという観点から、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと新たに規定している。

第4に、生命や自然、環境を大切にし、自然との共生をはかることが重要であるという観点から、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと新たに規定している。

第5に、グローバル化が進展し、日本人が国際社会で活躍する時代に、日本人としての自覚を持ち、伝統や文化についてしっかりとした認識を身につけることが求められている。同時に、他国やその伝統や文化を尊重することが、日本が信頼されるために必要である。こうした観点から、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が國と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを新

たに規定している。

その他、人々が生涯にわたって学習に取り組むことが不可欠となつていていることなどを踏まえ、第3条に「生涯学習の理念」を教育に関する基本的な理念として新たに規定している。また、第4条に「教育の機会均等」を規定し、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、国及び地方公共団体は必要な支援を講じなければならないと規定している。

法案の第2章「教育の実施に関する基本」では、現行法にも規定のある、義務教育、学校教育、教員、社会教育、政治教育、宗教教育に関する規定については、引き続き規定したうえで、その見直しを行う。例えば、現行法にはない義務教育の目的について、改正案では、一人ひとりの能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培うとともに、国家、社会の形成者を育成することと規定している。

また、大学、私立学校、家庭教育、幼稚期の教育、学校・家庭・地域の連携協力など、現行法には規定されていない条文を新たに追加している。このうち家庭教育の条文では、すべての教育の出発点である家庭教育の役割を規定し、幼児期の教育の条文では、幼児期の教育が極めて重要であり、国及び地方公共団体がその振興に努めるべき旨を規定している。学校・家庭・地域の連携協力の条文では、学校・家庭・地域社会のそれぞれが、子どもの教育における役割と責任を自覚し、相互の連携協力に努めるべき旨を規定している。

法案の第3章「教育行政」では、教育の中立性、不偏不党性を求めるなどを規定し、国及び地方公共団体の役割や、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講ずることを新たに規定している。

また、教育改革あるものとすることで、新しい教育の目的や理念をさらに具体化する施策を総合的、体系的に位置づけ、実施することが必要であり、法案において教育振興基本計画の根柢となる規定を、新たに設けることとしている。教育基本法が改正されれば、ただちに教育振興基本計画の策定に取り組んでまいりたい。

教育振興基本計画では、信頼される学校教育の確立や、家庭・地域の教育力の向上など、我が国の教育の目指すべき姿を国民の皆様に明確に提示し、その実現に向けてどのように教育を振興し、改革していくかを明らかにしたい。教育振興基本計画の策定によって、国民の皆様のご理解をいただきながら、学校・家庭・地域を通じた社会全体の教育力を向上するための施策を、総合的かつ計画的に進めていこうと考えている。

文部科学省のホームページでは、現在、教育基本法案の専門コーナーを開設し、法案に関する様々な資料等も見ることができる。また、法案に関するご意見も受け付けているので、ご意見をお寄せいただきたい。

教育基本法を見直すことは、教育改革の第一歩となるものである。そして、学校・家庭・地域が一体となって、社会全体で教育改革に取り組んでいくことが重要である。本日は皆様との率直な意見交換を通じて、教育の在り方にについて、共に考えてまいりたい。

(会場からの主な発言と大臣、その他登壇者からのコメント)

(教育の目標、幼児期の教育について)

教育基本法案の教育目標の中に「我が國と郷土を愛し」とあるが、愛するのは当然であり、さらには「我が國、そして故郷を誇る」ような心を育てる施策を講じてほしい。幼児期の教育は大切であるが、幼稚園の教育はどのように変わらうか。また、幼稚園の先生や保育園の保育士の力量を向上させるため、どのような研修が検討されているのか。(主婦)

英語がいくら話せても、日本文化について語れなければ、国際社会で日本人は、誇りを感じるどころが日本人として認められない。学校教育の中で、日本の伝統文化、芸術、音楽といったものに対する認識をしっかりと植えつけておくことが必要であり、それを詰めるような教育にしていただきたい。

幼児期の教育については、先の通常国会で、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を成立させ、この10月から「認定こども園」の認定が始まる。これは、保育園はあるが幼稚園のない地域については、幼稚園にいくべき子どもがいれば、保育園に幼稚園を併設することができ、幼稚園はあるが保育園がないという地域で、母親が働きに出ている場合、保育の必要な子どもがいれば、幼稚園に保育園を併設して預かることができるなど、幼稚園的な利用の子どもも保育所的な利用の子どもも認定こども園において受け入れるという制度である。また、保育所は厚生労働省担当、幼稚園は文部科学省担当であり、申請、認可の手続きが違うが、一体的に事務を行うこととしている。各都道府県の教育委員会、あるいは地方自治体、基層的な自治体の役場においては、統一的にできる窓口を設置していただき、補助金の申請等も統一した窓口で受け付けられるようにしたい。(小坂大臣)

「認定こども園」が正式に始まるが、東京・品川区もそれに先駆け、幼保一元化施設として、保育園と幼稚園を一緒にした施設を作った。子育ては大変だし、女性が自分のキャリアを開けていいこうと思うと、なかなか出産に踏み切れない。しかし、0歳児からの保育所というのを増やしていくことが、はたして本当によいことなのか、疑問である。0歳児を保育するにあたり、月におよそ5万円公費を支出するという試算がある。この分を、施設保育ではないかたちで育児支援メニューを増やすことができないかと、実際に子育てをしている母親として常に頭悩んでいる。母親のためにやつてもらいたいことはたくさんあるが、やはり子どもの健全な育成のために、親に対してもう少し幅広い支援の手があつてもよいと思う。(細川氏)

(地域の教育について)

教育基本法案を読み、これを実行するのは自分たちだと思った。地域の教育については、自分たちで決めていかなければ責任は持てない。預ける親として、預かる社会の一員としての住民の意思が、地域の教育の組織に反映されるために、国はどう考えているのか。また、社会教育、生涯教育が軽んじられているようだが、大切な分野だと思う。(主婦)

児童館長・市社会教育委員)

法律を実行するのは自分たちだと考える方が増えれば、地域の教育力はどんどん充実すると思う。地域の教育力を生かすためには、地域の皆さん自分が自分たちの伝統文化をしっかりと誇れるよう、子どもたちに教えるということも必要であり、地域でまずは計画を立てていただき、教育の地方自治を進めていくことが必要だと考えている。そして、それでの地方自治体の教育力を、教育委員会制度の中に反映できるような教育の分権を進めてまいりたい。

また、地方教育委員会の責務として、中核市、または基礎的自治体である市町村の教育委員会にも、これからこの社会教育について主体的に計画を進めることができるように分権を進めていきたいと考えており、今後、法的な整備を進めてまいりたい。(小坂大臣)

教育委員をしていて、何か問題が起きたとき、なぜもう少し家庭に対して教育委員会や学校が関わらないのかと、非常にレンジマを抱えることがある。行政は公権力であり、なかなか家庭には踏み込んでいくことができない。そうした中、家庭は家庭の問題だけではなくて、地域や行政、学校などがみんなで連携し、一つの問題を考えしていくことができるようになるのが、教育基本法案第13条の家庭・学校・地域の連携であると思う。この法律ができることによって、そのあたりの意識が変わってくることを期待している。(細川氏)

私の出身地の学校では、郷土芸能や郷土料理を学ぶなど、地元に根付いたカリキュラムが行われているにも関わらず、若年層の人口流出や、農業従事者の後継者不足が問題となっている。地元産業を活性化して、人口流出を止めるためにはどうすればよいか。こういったことでも視野に入れた教育改革をしてほしい。(学生)

産学連携は非常に大切だ。大学が地域と一緒にになって取り組むことが第一だと思う。同時に、大学としての研究の場が、地域の特産品の育成といった中にアイデアを出したり、自分たちの研究成果とマッチングをしたりすることが、大きな力になると思う。産学連携は総務省が中心に行つており、地方自治体の産学連携の事例集や、地域活性化事例集等、いろいろな市町村の取り組み事例集が総務省にあるので、ぜひ見ていただきたい。郷土芸能等を教育として学んでいるような地域であれば、必ず生き残っていきだらうと思う。(小坂大臣)

私が非常勤講師をしている星槎大学のある北海道の芦別市は、とともにとは岩手県の町である。旧岩手町といふのは生き残りのためにいろいろな事を講じているが、芦別市は教育機関を置くということで力を入れ、市からかなりの多くのバックアップを得て成り立っている。そのようななかで自治体もよい教育、よい高等教育機関をおこすことによつて、ある程度の人口流出に歯止めをかけられるのではないかと思う。(細川氏)

(教育基本法の改正について)

青少年犯罪などの社会的な諸問題は、現行の教育基本法を無視した学歴重視の教育や、国旗国歌を強制する政治が原因だと思う。全国学力テストの実施は、学歴社会を崩壊させるものではないか。現行の教育基本法を変える必要はなく、現行法を守るべきだと思う。(高校教員)

現行の教育基本法には、例えば、私立学校、幼稚教育、生涯学習についての規定等、足りない部分もあるのではないか、また、教育振興基本計画の策定など、長期的な視野に立って計画的に教育の再生を行う必要がある。今回の改正をひとつずつ進みにして、国民の教育に対する意見の再活性化を図っていただきたいと考えている。

また、日本の国歌は君が代であり、日本の国旗は日の丸である。これをしっかりと理解する日本人を育てることが、国家のアイデンティティーを確立させることの基本であると考える。

全国学力・學習状況調査については、平成19年4月24日に、全国一斉に小学6年生と中学3年の国語と算数・数学を調査する予定である。現在、地域によって学校における子どもの学習の仕方に相当な違いがあり、保護者からも心配する声が出ているので、現状を把握し、それに応じた新たな対策をとるために学力調査が必要と考えている。その際、学力偏重、学校選別、格付けといったことが起こらないよう、個別の学校や市町村単位での公表はせず、大都市、中核市、その他の市、町村、へき地という単位で公表し、学力の格差が出てきたところには、底上げするための対策を考えていただきたい。そうして、全国的な学力の均一化をしつかりと達成していただきたいと考えている。

(小坂大臣)

現行の教育基本法ができたことは、現在はまったく状況が違う。諸外国では、およそ20年で基本法を改善しているところもあるが、日本はもう50年以上経っている。教育は次の世代に対する責任であるということを理解し、今の時代に合わないところは直さなければならない。世論は、基本法の改正については過半数の国民がやるべきだという意思を持つている。

皆さん、子ども達の学力に満足していますか。学校は、子どもたちにいろいろなことを教え、力をつけさせるとこどもが、しかし、各地域の学力調査の結果を見る限り、できる学校とそうでない学校への二極分化が進んでおり、子どもたちの学力も心の成長も、問題ある状況になつていて。そのため、実態調査として、全国学力テストを実施する。学校や個人のいたずらな競争心を煽らないよう最大限の配慮はしつつも、実態把握のために学力調査は必要だということを、皆さんにもご理解いただきたい。(梶田委員)

東京・品川区では、新しく中1生になる小学校6年生に対して独自に学力定着調査を行っている。結果は、設問ごとの出身校別の正答率を公表し、どこの学校の、あるいはどの先生の教える方が今ひとつ足りないのか、という実態を知ることができます。教育改革は、突き詰めると先生の力量に行きついてしまう。子どもに学力がつかない、あるいは学問を習得できないのは、教えた方に何らかの問題があることも一つである。その実

態を知るために、学力調査を行うのであり、必ずしも子どもの序列化をするためにやつているものではない。

現行の教育基本法は、昭和2年、日本が占領下にあった時代に作られた法律である。今、日本が独立国として既に50年以上が経ち、日本人の手で、日本人がどんな日本人を作りたいのか、ということを定める法律を作ることは、真っ当ではないかと思う。(川田大臣)

法はそれぞれの分野で、時代に即して変えていくべきだと思う。私はPTAの役員を務めつつ、PTA改革を行っているが、現行の教育基本法も、見直すべきところは見直して、早急に変えてほしい。(建設業)

PTA活動が変わることは、教育改革につながるので、ぜひともご活躍をいただきたい。(小坂大臣)

(学校・家庭・地域の役割について)

教育の原点は家庭教育だと思うが、家庭の教育力は低下している。教育を安心と温もりある場にすることを国民全員が願い、知恵を出し合つていくべきだが、国の体制はどのようにになっているのか。教育基本法案には、家庭教育の規定が追加されており、大変期待している。教育は、学校、家庭、地域がその役割を明確にし、いろいろな取り組みをしていかなければいけないが、詳しい政策があればお伺いしたい。(主婦)

教師は勉強を教えるだけの存在ではなく人生の師である。最近、教師の給料の切り下げや、少人数教といふ話が出ているが、我々はどうやって教師を大事にしていくかといふことに取り組んでいる。そこで、これから教師になる人や、すでに教師の方々に、より一層力をつけていただきための三つの柱を考えている。一つは、教諭課程で「人間力」をつける教育もするようになる。二つ目は、教育のプロを養成するための教諭大学院の創設。これから教師になる人、児童の教師、そして教育以外の学部を専攻した方などに、教師としての力量をつけさせていただくための大学院を創設する。三つ目は、教員免許更新制。教育者としてはふさわしくないという理由があれば、免許を取り上げられるようになるものである。

すでに、2001年の6月の法律改正で、力量のないと認められた教師は、1年間研修を受け、それでも認められなければ教師以外の仕事に就いてもらうことになっている。これは、世論調査でも支持されており、皆、先生方にがんばってほしいと思っている。(堀田委員)

家庭の教育力の向上については、家庭教育手帳というものをつくり、子育て講座の全国的な開設とともに支援している。また、19年度から、子育てサポートリーダーというものを充実させ、家庭訪問型の育儿相談等を実施して、子育ての不安を解消する取り組みを行う。学校は、地域の皆さんへの支援がなければ変わることはできない。学校が明るく楽しい

場であるとともに、学びの場として活力が出来るよう、皆さんのご協力をお願いしたい。教員免許更新制、教職大学院、教員評価とともに、来年には文部科学大臣による教員の表彰を行う予定だ。いろいろな先生が表彰を受けることで、本来の教員とはこういうものだということを、皆さんに理解していただきたい。(小坂大臣)

初等中等教育分科会の中に設置された、教員給与の在り方に關するワーキンググループでは、教員の給与金体をどう考えるかという審議が始まるところだ。しかし、給与だけで考えるのは難しく、人事や先生方の評価、達成、免許更新制の問題、教諭課程の問題等、いろいろと絡んでくる幅広い問題である。その中で、教員のモチベーションを上げる制度を作らなくてならないとおっしゃる方が大変多い。しかし、子どもたちに適切で適正な、質の高い教育を与えるために、先生とはどうあるべきで、そのためにはどういう給与制度が必要かを一番に考えなければならないと思っている。(細川氏)

(心や命の教育について)

いじめによる自殺や他殺など、少年犯罪が増えているが、これは命を軽視しているからではないか。学力だけではなく、心や命の教育が大切だ。担任が一人では少ないのです、「クラスカウンセラー」というような心を許せる先生が必要だとと思う。(学生)

最近、転校し、学校内の殺人、ブールの事故等、あつてはならない事件が多い。命の大切さについて、学校でしっかりと教えてほしい。また、学校の先生方は大変忙しい。現状でも心理などをマスターしたカウンセラーが学校に派遣されるようにならなければいけないが、クラス単位でもっと身近にという意見を生かせよう、今後研究させていただきたい。(小坂大臣)

教育というのは、ある部分「押し付け」という要素が必要である。例えば、ナイフで切ると痛いということを体験させて「人を切ってはいけない」と教えるのではなくて、「刃物は人を切るものではない」と理屈ぬきに教えるべきなのではないか。詰め込み教育の反省から、体験が重視されるようになつたようではあるが、理屈抜きに教え込むといふことが、今の学校教育においても家庭においてもう少し必要なではないかと思う。

子どもの様子は本当に様々で、1人の担任の先生が40人の生徒を見るというのはとても大変なことだと思う。これは、教科担任制や学年担任制というかたちで、自治体の自費でやりくりをしているが、現実の子どもの実態を、もう少し国家予算の中に反映をしていただき、子どもが健全な育成のために何が必要かを考えることが大切ではないかと思う。(細川氏)

命の問題は、特効薬が見つからないが、今は、家庭から幼稚園、小学校、中学、高校、大学まで、やれると思うことはみんなやろうという当たり前の結論を出している。兵庫県では、命の大切さを実感する教育を県下のすべての小・中・高に実施してもらいため、小学校向き、中学校向き、高校向きの具体的な指導案の冊子を作った。核家族等により、

命に觸れる体験が少なくなっている。命に觸れる体験をしようとしても、体験は体験でしかない。それを、友達同士で話したり、どう思ったかをまとめ、自分なりに生かす試みをしようという様々なことが、活動計画の中に入っています。今年から実施している。実感、納得、本音のレベルで、命の大切さをきちんと教えなければいけない。(鶴田委員)

(当たり前の教育、総合型地域スポーツクラブの維持について)

人づくりの原点は教育である。早寝・早起き・朝ごはん、そして箸の持ち方や鉛筆の持ち方などが、学力向上につながっていくのであります。家庭、学校、地域で、当たり前のこととを当たり前にできる教育が大切だとと思う。また、中学校では部活ができなくなっている。文部科学省の予算で総合型地域スポーツクラブを促進していくが、2年しか国の予算がつかないので、財政状況の厳しい地方では、続けていくことができない。これについてどうお考えか。(教育委員)

「早寝・早起き・朝ごはん」は、文部科学省が言っただけではできない。社会教育団体、PTAの皆さんなど、いろいろな皆さんが参加していただき、国民運動として実施するのがいいと考え方られている。食は、人間として当たり前の本能の行動である。かつては本能に基づいて食べるものはみんな安全だった。しかし今、BSEや渡留葉や鳥インフルエンザなど、いろいろな食品の問題が出てきたり、過度のダイエットで栄養をとらなくなってしまったり、朝食を欠食したり、いろいろな問題が出てきている。そこで、学校教育、地域教育も通じて、家庭でも教育を取り組んでいただいている。まさに、当たり前のことをもう一回見直そうといふ一つの流れである。

地域スポーツ振興は、2年間予算はついているが、それを過ぎたら地域に任せせるといふことになつていています。しかし、2年間の予算を生かす意味でも、財務省としつかりと交渉したいと考えている。(小坂大臣)

「早寝・早起き・朝ごはん」をがんばって実施しても、一方で「運動・遅起・朝食抜き」の父親がいるのはどういうことなのだろうか。子どもが生まれる前の母親学級を半ば強制的な両親学級にして、父親とともに育てているという意識に、生まれる前になつてもうことも必要なのではないかと思っている。教育と子育てとは切つても切れないものであり、教育改革においては全省府体制で考へる必要があると思う。部活については、東京でも少人数の学校が増えてきており、野球やサッカーなど、定員に満たない部活動を合同で行つている。学校でのスポーツだけではなく、地域の人々の健康という観点からも合わせて、施策として地域スポーツや生涯学習などを行つているところもあるようだ。地域の実情に合わせた工夫を、自治体の方々にぜひひやっていただきたい。(鶴川氏)

当たり前のことを当たり前にやれなくなつたのが、今の時代である。私たちは、今、接觸というなどを、学校や家庭におすすめしている。私の大学でも、学生や教員たちが接觸し、ゴミ拾いや草取りもする。まずは接觸をすることから始め、はじめのある社会にしたい。(鶴田委員)

(教育費について)

現行の教育基本法では「人格の完成」を教育の目的としており、国際社会の人権宣言に取り入れられており、素晴らしいと思うので守っていくべきだ。国連から、過度な競争を社会現場に持ち込まないよう勧告を受けたが、政府のフォローができていない。昭和41年の人権宣言では、全世界は教育費の無償化に向けて努力することを掲げているが、日本は背を向けていると思う。(鶴川氏)

「人格の完成を目指す」というのは、本当に素晴らしい理念であり、世界中で学んでいたただきたい。しかし、これははある意味、達成不可能に近いことである。だから、完全な人格を持つ人間を目指して、みんなが努力をするという一つの努力目標であると思う。教育費の無償化については、できればそぞうしたいと思うが、高校を卒業して就職し、一生懸命働いて税金を払っている方もいることを考えると、それで済むのだらうかということがあります。今はきなり無償化はできないため、大変にお金がかかることは事実ではあるが、各大学でしっかりと経営していくためにどうすればよいかを考える必要がある。このため、条約の中の教育の無償化部分について現在条件付きとしているところである。(小坂大臣)

学校の先生には、より良い授業を教えるための時間が多く、また人手不足のため、臨時免許で自分の専門外の科目を教えることもあります。これらは、学校にゆとりがないからではないか。義務教育費が減ったが、日本が教育にかける費用は貧弱だと思う。また、学力向上も重要だが、心や生き方で教える必要がある。(中学校教員)

いろいろな先生方がいて、時間があるかないかには差があるのではないかと思う。教員給与の在り方に關しても、がんばっている先生にはよりがんばつていただき、あまり向いてない先生や、あまりやる気がないに先生は、それなりの待遇をするというような制度にしていかなければならない。簡単に結論は出ないと思うが、結論が出来るように全力を尽くしたい。(鶴川氏)

教育問題は、齒がゆいことがいっぱいある。学校では、毎日100万人の先生が200万を超える子どもたちを指導している。急にどこかを手当してもうまくいかず、バランスを考えいかなければならぬ。そして、家庭でやること、幼稚園、小・中・高・大学という教育機関でやることに関わっているということを、お互いにしつかりと考えなければいけない。戦後60年、教育に関わる人たちは分裂し、対立し、抗争してきた。しかし、文句を言うだけでは、教育はよくならない。子どもたちの未来のために、ひいては、社会の未来のために、我々の子孫がもっと安全で人間らしい生活ができるために、手をつけなければならない。(鶴田委員)

この世の中、すべてにおいてお金と時間が足りない。教員の方々が大変にしいといふ状況は、現場を訪問するたびに感じている。努めすれば努力するほど、時間がなくなってしまうし、PTAや親からも、昔はこんなことを学校に要求してこなかつたといふこと

が、今は要求され、本当に大変だと思う。しかし、国会議員も、通常国会で100数十本の法案を審議するため勉強し、週末は地元で有権者とのコミュニケーションとりながら、夏休みも土日もないような状態でやっている。お互いにがんばって努力しなければいけない。

義務教育費の国庫負担は2分の1から3分の1になる。しかし、少なくとも金額保障するという制度だけは守っている。ただ、そうだったとき、地方の割合が増えたため、将来、大都市と地方都市の格差が生じる可能性がある。これをどう担保していくかは、これからどの課題であり、次の段階でしっかりと考へてもらわなければいけない。(小坂大臣)

以上

「教育改革タウンミーティング」の開催について

1. 平成15年12月13日(土)
岐阜県 (岐阜県岐阜市)
副題 教育改革の推進と教育基本法の改正
参加者 473名
2. 平成16年4月3日(土)
山形県 (山形県米沢市)
副題 教育改革の推進と教育基本法の改正
参加者 389名
3. 平成16年5月15日(土)
愛媛県 (愛媛県松山市)
副題 教育改革の推進と教育基本法の改正
参加者 431名
4. 平成16年10月30日(土)
和歌山県 (和歌山県和歌山市)
副題 考えよう、義務教育
参加者 354名
5. 平成16年11月27日(土)
大分県 (大分県別府市)
副題 考えよう、義務教育
参加者 312名
6. 平成17年3月5日(土)
島根県 (島根県松江市)
副題 考えよう、義務教育
参加者 422名
7. 平成17年6月11日(土)
静岡県 (静岡県静岡市)
副題 考えよう、義務教育
参加者 340名
8. 平成18年9月2日(土)
青森県 (青森県八戸市)
参加者 401名

平成 18 年 11 月 9 日
内閣府

「教育改革タウンミーティング」についての調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査対象

「教育改革タウンミーティング」として開催された 8 回のタウンミーティングの中で、八戸市で開催されたものを除く 7 回のタウンミーティングについて実施

(2) 調査結果の概要

7 回のタウンミーティングの中で、岐阜市、松山市、和歌山市及び別府市で開催された 4 回のタウンミーティングについては、政府が開催地の関係機関に発言候補者の推薦を依頼した上で、発言のための資料を作成、送付

2. 個別のタウンミーティングの調査結果

(1) 平成 15 年 12 月 13 日 (土)

岐阜県 (岐阜県岐阜市) (資料 1-①) (略)

副題 教育改革の推進と教育基本法の改正

参加者 473 名

○文部科学省が岐阜県教育委員会に発言候補者の推薦を依頼

○文部科学省が、発言のための質問案 (5 項目) を作成し、岐阜県教育委員会に送付 (資料 1-②)。また、内閣府にも送付
○5 人の発言候補者の中で、4 人がタウンミーティング会場で発言 (全体では計 11 人が会場で発言)
○発言候補者の座席指定有り

(2) 平成 16 年 4 月 3 日 (土)

山形県 (山形県米沢市) (資料 2-①) (略)

副題 教育改革の推進と教育基本法の改正

参加者 389 名

○発言候補者の推薦依頼、発言のための資料の作成及び送付の事実は確認されたなかった

(3) 平成 16 年 5 月 15 日 (土)

愛媛県 (愛媛県松山市) (資料 3-①) (略)

副題 教育改革の推進と教育基本法の改正

参加者 431 名

○文部科学省が愛媛県教育委員会に発言候補者の推薦を依頼

○文部科学省が、発言のための質問案 (7 項目) を作成し、愛媛県教育委員会に送付 (資料 3-②)。また、内閣府にも送付

○7 人の発言候補者の中で、1 人がタウンミーティング会場で発言 (全体では計 8 人が会場で発言)
○発言候補者の座席指定なし

(4) 平成 16 年 10 月 30 日 (土)

和歌山県 (和歌山県和歌山市) (資料 4-①) (略)

副題 考えよう、義務教育

参加者 354 名

○内閣府が和歌山県教育委員会に発言候補者の推薦を依頼

○内閣府が、参加申込者からの事前意見 (資料 4-②、4-③) を参考に発言のための資料 (4 項目) を作成し、文部科学省との調整を経て、和歌山県教育委員会に送付 (資料 4-④)

○4 人の発言候補者全員がタウンミーティング会場で発言 (全体では計 12 人が会場で発言)
○発言候補者の座席指定有り

(5) 平成 16 年 11 月 27 日 (土)

大分県 (大分県別府市) (資料 5-①) (略)

副題 考えよう、義務教育

参加者 312 名

○内閣府が大分県教育委員会に発言候補者の推薦を依頼

○内閣府が、参加申込者からの事前意見 (資料 5-②、5-③) を参考に発言のための資料 (4 項目) を作成し、文部科学省との調整を経て、大分県教育委員会に送付 (資料 5-④)

○4 人の発言候補者全員がタウンミーティング会場で発言 (全体では計 14 人が会場で発言)
○発言候補者の座席指定有り

(6) 平成17年3月5日(土)
島根県 (島根県松江市) (資料6-①)(※)

副題 考えよう、義務教育

参加者 422名

○発言候補者の推薦依頼、発言のための資料の作成及び送付の事実は確認されなかつた

(7) 平成17年6月11日(土)

静岡県 (静岡県静岡市) (資料7-①)(※)

副題 考えよう、義務教育

参加者 340名

○発言候補者の推薦依頼、発言のための資料の作成及び送付の事実は確認されなかつた

タウンミーティングにおける会場からの質問案

【対

- 中央教育審議会の答申では、「国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえて、教育における国と地方公共団体の責務について規定することが適当」と提言しており、政府では、現在、義務教育費國庫負担制度も含め、「三位一体改革」をめぐって調整が行われていると思います。■さんは、義務教育に関する国の役割については、どのようにお考えですか。

】

- 来年度から実施される国立大学の法人化について、世界的な競争力が不足していると指摘される日本の大学の活性化のために必要な改革だと思いますが、反面、資金も人材も不足しがちな地方の小規模な国立大学にとっては、非常に厳しい改革だと思います。■さんは、大学が活性化するというメリットと、地域格差が広がるというデメリットとのバランスについて、どのようにお考えですか。

【対

- 平成12年12月に出された「教育改革国民会議」の報告では、教育基本法の見直しに取り組むことが必要であるとの提言がなされ、それが、現在盛り上がっている教育基本法の改正についての懸念の発端であつたと思います。そこで、教育改革国民会議の委員を務めておられた■さんは、教育基本法の改正について、どのような見解をお持ちですか。

- 最近の若者について、体力が落ちているとか、忍耐力がなくキレやすいとかといった指摘がよくなますが、大企業のトップとして若者を多くご監になり、また採用されている■さんは、最近の若者についてどのようにお感じですか。また、若者に人気の高い企業である■さんは、どのような若者に入社してほしいと考えですか。

【対

- 最近、日本の大学の国際競争力が不足しているとか、柔軟な思考力や創造力を持つ学生が少くなっているといった指摘がなされていますが、世界に認められる輝かしい功績をおさめた■さんからご観になつて、今の日本の大学や学生についてどのようにお感じですか。また、ノーベル賞を受賞できるような、創造力ある学生を育てるためには、今後、どのような対策が必要とお考えですか。

タウンミーティング（愛媛）における会場からの質問案

【対話】

- 現在、政府において進められている「三位一体改革」では、義務教育費国庫負担制度の廃止の動きがあります。どこに生まれても一定のレベルの義務教育を受けることは国民の権利であり、それを整備するのが行政の役割だと考えます。このためには、「津々浦々、日本のすべての地域に豊富な教員を確保することが必要です。加戸知事もおっしゃられているように、義務教育費国庫負担制度はせひとも必要な制度だと思いますが、どのようにお考えですか。

【対話】

- わいせつなどの教員の不祥事や、授業が成り立たないほど指導力が不足している教員などの軽道を非常に多く見たり、聞いたりします。これでは学校が信頼できなくなり、安心して子どもを学校に行かせることができません。教育は、何より教師と子どもたちの人間的なつながりに負っているところが大きいと思います。教員には使命感と倫理観、子どもたちへの愛情や情熱を備えていただきたいと考えます。教育基本法に、このような教員の方についても積極的に規定すべきだと思いませんが、どのようにお考えですか。

【対話】

- 教育基本法は制定以来、一度も改正されることなく今日まで至っていますが、制定当時と比べて、社会は大きく変化し、教育について様々な問題が生じている中、今こそ、教育の根本にまさかのほめた改革が求められています。そのためには、これまでの教育基本法の重要な考え方には引き継ぎ継承しつつも、将来を見据え、今後のわが国の教育はどうあるべきかという視点から、新しい時代にふさわしい教育基本法となるよう改正することが必要だと思います。今後の教育のあり方については中央教育審議会でも議論されたいことと思いますが、私は、今後50年、100年先を見据えた教育のあり方についてどのようにお考えですか。

【対話】

- これからの中の子どもは学校任せにするのではなく、家庭はもちろんのこと、地域社会が一丸となって、協力して進めていくことが大切だと思います。その上では、両親ができるだけ子どもと過ごす時間が多くなるように、会社からの帰宅時間を早くしたり、学校行事や地域の行事に親子で参加できるように休暇制度を充実させることなどが必要だと考えますが、企業側の立場からは、どのようにお考えですか。また、やが、具体的に取り組んでおられるごとや提言していることがございましたら教えて下さい。

- 子どもたちの職業意識を高めるためには、企業での就業体験が非常に有効だと思います。小学校、中学校、高校、大学とそれとの段階に応じて、子どもたちや若者の職業意識を育てるために、企業の積極的な取組が必要だと考えますが、どのようにお考えですか。また、■■■■■や■■■■■で取り組んでおられる具体的な事例があれば教えて下さい。

【対話】

- ■■■■■さんは子どもの頃から理科が好きで、実験も大好きだったとかがいましたが、最近の子どもたちは理科離れ、理科嫌いが多いと聞いています。■■■■■さんは小さい頃、どのようにして理科や科学に興味をもたらされたのですか。また、今の子どもたちに自然や科学に興味を抱かせ、将来の日本の科学技術を支える人材をどのようにして育成していくべきと考えますか。また、■■■■■さんが■■■■■を務めておられる■■■■■では、どのような視点から、どのような活動に取り組んでおられるのですか。

- ■■■■■さんは一貫して宇宙への夢を抱き、ついにはその夢を実現されました。最近の若者は、自分の夢や生きる目標をなかなか見出せないと言われています。自分自身の人生の理想や目標を見出し、それに向かって努力する子どもたちを育てるためにはどのようにすべきとお考えですか。

「教育改革タウンミーティング」和歌山 事前意見

44	男	教育水準を保つない国が、補助金操作でいけない。運営は公下村長のよう
32	男	民力が、途端の結果が必要。世代の科学技術者の輩出のために大人が魅力を語
48	男	「生きる力よりも知識理解」に見たか？実現の傾向にあるよろな気がしますが、いかがでしたか？
85	男	豊富な知識でいたいと思います。また学習の範囲内で教諭や教師の人気度の要
30	女	「やりがい教育の廃止…社会のマナー等の修身養成…年少への児童虐待…等
77	男	いまや虐待行為が進んで子どもたちの命を奪うまで化している。本筋にいるD.T.Aを廻り、申し
67	男	日本版「虐待を許さない」は日本の国益に反する。この調査を打撃されれば30年後が大変です。資源の
47	男	ない日本を再生するにも国益を優先の教育を求む。
36	男	教育改革が叫ばれているが、子どもより親の自立の教育が必要なのではないだろうか。
64	男	大学生や教諭が、一概的実験を知らないまま、日本の問題を抱きながら何がいけないか。
63	男	前回も言いましたが、学生の姿勢を評議する立場が先生方には意識して經營者意識
39	男	教育費は年々増加傾向にあります。長い間見直されてないところに思うが、本当に日々がいいのか問題をこぼ
48	男	少人教導等では、教師側の意志過疎を認めるべきを、もっと明確に打ち出しがよいと思います。
45	男	前文次第が強調された「義務教育の充実」を継承されるのでしょうか。
54	男	人としていけばならないこと、してはいけないことなどから身に付かせせるべきである。
38	男	義務教育は全国どこにおいても一定水準の学力基準をも最終段階が責任を持つべきである。
52	男	教育改革を進めていかないが故で、4月入学制を9月入学制にするというようなことを実現すればどうか
50	男	「社会的な教養」はどうおもお？「國のための教養」とは接続づけておきます。それは
42	男	社会性を身に付け、人と人のつながり感を実感できる施設が必要だと断つたい。
40	男	クローバー状の地域に生息する子どもたちの未来と、いま日本のそれとの差異を理解していくことが重要である。
37	男	がが
44	男	大事国民投票で、差し引いています。少しでも願いを叶えます。
64	男	教育の本質の目的、子供の持った良いところを徹底的に伸ばすため、結果ではなくバランスの平等を重視
74	男	経験、どこかにござる。
75	男	今必要な教育改革、それは指導者の意識改革です。
60	女	聞かせてください。競争させてください。宣しく。
42	男	現在の財政状況の地方財政にあって、教育制度を維持発展させるためにこそ義務教育費國負担制度の堅持をしてください。
38	男	「国は」は豊かなもので、「私たちは」は貧乏なもので、義務教育費国負担に子供たちよりも豊かながな
30	男	いのものが豊かなもので、義務教育費國負担制度は最低限の義務を保護するため必要不可欠であります。
20	女	文部省は、教育費は、国際競争の観点について何をすればいい。
47	男	今のことは思ひ入る問題は教育費や法を立てて解決されるとは思えません、那の委員会から

(義務教育の財源・国の責任について)

- 地方分権化が進むと、財政力のある都会型の教育システムでは、地方やへき地の教育環境は保障できないのではないか。
 - ・教育水準を保てない国家が、財政強制力を用い、補助金操作してはいけない。適切や不公平な時代を救う。
- 義務教育の地方財源差額は、公教育に地域格差を生むことになると思うが、実際のところどうなのが?
- △義務教育国庫負担法は非課税でいただきたい事、また総会費の範囲内で教諭や講師の人数の要望を実現していただきたい事
- ・教育に係る予算を国がこれまで以上に負担するべきではないか。
- △義務教育は全国どこにおいても一定水準の学力保証を含め最後まで国が責任を持つべきである。
- △教育関係の予算が削減されるのは本當ですか。本当に、その意図するところは何ですか。(削減はいかがなものかと思ひますが)
- ・「義務教育」は、よりもなおさず「國」の義務として、国民に教育の機会を保障するものと考えます。それは「社会のための教育」ではなく、「教育のための社会」を根幹にすべきと考えますが。
- △現在の財政難の地方財政にあって、教育制度を維持発展させるためにも義務教育費国庫負担制度の堅持をしてください。
- △義務教育は國の義務です。義務教育費国庫負担制度は最低限の教育を保証するために必要不可欠です。よろしくお願いします。
- 文部科学省は、義務教育の国庫負担金の削減について反対されていますが、代替案は示されないのでしょうか。
- (義務教育の運営について)
 - ・義務教育はなぜ9年なのか、長い間見直されていないように思うが、本当に9年がよいのかを前向きに議論してほしい。
- 前文科相が提唱された「義務教育の改革」を継承されるのでしょうか。
- ・前村文科大臣による義務教育の改革案は、子ども不在のもので、長期的な教育に対するビジョンがないものと受けとめた。

(教育基本法の改正について)

- ・今子ども達の抱える問題は教育基本法を変えることで解決されるとは思えません。現場の教職員から声をあげさせてもらいます。

1. 現在、国・地方を通じる行政改革を目指す三位一体改革を推進するため、義務教育費国庫負担制度を含む国の補助金についての議論がなされていますが、義務教育の財源が地方に移った場合、公教育に地域格差が生まれて、過疎地域などの教育環境が保障できないこととも懸念されます。義務教育に関する国の役割や、全国的な教育水準を保証するなどの必要性について、どのようにお考えですか。

2. 教育改革の実現に向けて、国民に共通に必要とされる確かな学力、豊かな心、健やかな体を養うためには、教員の方々の役割が今後ますます大きくなると思いますが、教員の資質向上のための方策について、どのようにお考えですか。

3. これから子どもたちは日本のそれまでの地域の将来を担うとともに、世界のなかで生きいく力を養うことも大切であると考えます。例えばスポーツの分野など世界レベルの実績をあげて、人々に元気づけてくれるような日本人の活躍も目立つようになりますが、これから日本人として国際社会で生きいくために、どのような教育を行なうことが大切であるとお考えですか。

4. 現在、地方や学校が一層の創意工夫を生かして行う教育の実現など、義務教育の改革についての議論がなされているところですが、これから教育行政の担い手としての教育委員会の制度や運用のあり方についてどのようにお考えですか。

(教育理念と目標について)
△学力低下、体力について
△学生の対策が必要に必要。 次世代の科学技術者の輩出のためにも大人が能力を磨かなければいけない。
△「生きる力」よりも「知識理解に偏した学力」重視の傾向にあるような気がしますが、いかがでしょうか?

△「ゆとり教育」の廃止・・・社会のマナー等の教育優先・・・学校への侵入者防衛策・・・等。
△学力向上のための取組みとして、少人数指導やチームティーチングをもっとお奨めさせたいと思いますが、それにもっと教員の加配をいただきたいと願っています。

(教育の理念と目標について)
△教育は、地域市民としての資質を身につけるためにある。 関東に有用な人材育成を強調すれば、先の大戦の反省が無駄になる。
△日教組に指導される教育は日本の國益に反す;この現実を打破しなければ30年後が大変です。資源がない日本を再生するにとも拘益思想の教育を求む。
△グローバルな世界に生きる子どもたちの未来と、いま日本のそれとの地域に生きる子どもたちの未来を投影した新しい教育を

(教育に関するその他の問題について)
△人としてしなければならないこと、してはいけないことを小さいながら身に付けさせるべきである。

△また情報化社会が進んで子どもの教育基盤が変化してきている。形骸化しているP.T.A.を廃止、新しい運営機構を設置すべきだ。

△教育改革が叫ばれているが、子どもより親の自立の教育が必要なではないだろうか。

△大学生や政治家が、一般的常識を知らない過ぎる。日本の将来を担う人作りが大切だ。

△低学年の児童問題今学校の教える側より学ぶ生徒の方関係が強く先生方は萎縮して教育委員会裁判マスクミセ世論によらない。

△少人数指導では、教師間の意志疎通を図るねらいを、もっと明確に打ち出す方がよいと思います。

△教育改革を進めていくなかで、4月入学制を9月入学制にするというようなことを検討されはどうでしょうか。

△社会性を身に付け、人と人とのつながり感を実感できる施設が重要だと訴えたい。

△教育の本来の目的、子供の持った良いところを徹底的に伸ばすため、結果ではなくチャンスの平等を重視した教育をしてほしい。

△今必要な教育改革は、それは指導者の意識改革です。

△講演のあと、ワークショップ形式で、トピックを決め討論できればよいと思う。

注) 参加申込者から送られてきた文章をそのまま載せてあるため、意味が不明確なものや今回のテーマとは直接の関係がないご意見が含まれております。

「教育改革タウンミーティング」大分県意見前会

-155-

進歩力の高さではなかつたでどうづか。
・特色ある学校創りは大賛成、ところが学力向上が強く打ち出された事により、日本中の
学校が似たような学校運営をしている様に思える。

(教育に関するその他の課題について)

- ・お互いを認め、支え合う仲間「地域コミュニティづくりの主人公」として育てる社会、
教育の方針軸機が求められている。
- ・今の日本社会には「為了生きる」という精神が欠けている：相手の立場に立てない子供
たちが増えていいのではないか？
- ・子供を育てる背景は、心と心こと。成熟した社会を創るために、ともに行動し話し合
うことができるのは社会を目指す。
- ・アメリカの教育制度の中で行われている、ゼロトレンスとオルタナティブスクールの
制度を取り入れることは可能でしょうか。
- ・日本でアメリカのオルタナティブスクールのようなものについては今後検討されること
はあるのでしょうか？

企画室多々の反省がありました：その中でも、たくましく生きるような挑戦を身につけ
る教育を小中学校でおこなつて欲しい。

■■■■■をしてますが、教育改革を進めていく上で、中山成文部科
学相をはじめ、田村哲夫中央教育審議会委員、斎藤夫法本の女子大学名誉教授のお話
を是非聞きしたいと思います。

今日の教育元気は教育目標が見えないからではないができた、法律や制度のめまぐらし
い変化によって現場や地域社会が混乱している。

1. 教育は国家100年の大計であり、どこに住んでも子どもたちが同じ水
準の教育を受ける権利をこれからも確保していく必要があります。そのため
には財源を国ができるだけ保証することが必要であると思います。特に過疎
化が進んでいる地域では、今後義務教育にかける予算が削減されて、教育環
境が保障できなくなることも懸念されます。今後の義務教育に係る財源保障
のあり方について、どのようにお考えでしょうか。
2. 子どもたちの将来のために、学校教育のなかで実際に働くことを体験し
たり、働くことについて相談に乗ったり話し合う機会を増やすなどして、進
路を主体的に選び、決めていくようになります。変
化の激しい社会の中で、子どもたちが社会人・職業人としてたくましく自
立していく力を身につけるためには、どのようなことが大切であるとお考
えでしょうか。
3. 社会の状況が変化して、教育について様々な問題が生じている中、我が國
の教育のあり方をその根本にまでさかのぼって見直し、思い切った改革を進
めるることは重要だと思います。昨年3月には中央教育審議会で答申が出
されて、現在、政府において教育基本法の改正に向けて議論が進められています
と聞いておりますが、教育基本法改正についてのお考えをお聞かせ下さい。
4. 学校の管理や運営については、保護者や地域に住んでいる人たちが積極的
に関わっていくことが大切で、最近は制度の改正によって地域住民や保護者
などが構成する学校運営協議会が導入できるようになるといつた動きもあり
ますが、学校、家庭と地域の人々が一層協力し合いながら子どもを育んでい
くためには、どのようなことが大切であるとお考えでしょうか。

注）参加申込者から送られた文章をそのまま載せてあるため、意訳が不明確
なものや今回のテーマとは直接の関係がないご意見が含まれております。

平成 18 年 11 月 27 日
内閣府
文部科学省

「教育改革タウンミーティング」に係る参加者募集について

1. 調査対象
 「教育改革タウンミーティング」として開催された 8 回のタウンミーティングに関する内閣府・文部科学省による参加者募集の方法を調査。
 (なお、下記調査結果は平成 18 年 11 月 26 日時点における、内閣府及び文部科学省の内部資料及び担当者へのヒアリングによる暫定的な調査結果であり、今後異なる資料精査及び関係者への聞き取り等により、その内容が変更・修正される可能性がある。)

2. 個別のタウンミーティングの調査結果

(概要)

各タウンミーティングにおいて、内閣府あるいは文部科学省から自治体に対して、一般の方々や関係機関等への周知・呼びかけを要請。
 8 回中 6 回のタウンミーティングにおいては、参加者募集の途中段階において、応募者が少ない場合を懸念し、地方自治体に参加希望者の取りまとめを依頼。個別の調査結果は別紙の通り。

開催場所（日時）	一般的な開催案 内・参加呼びかけ 依頼	参加希望者取り まとめの依頼	地方自治体が取 りまとめた名簿 (人數)
①岐阜県岐阜市 (平成 15 年 12 月 13 日)	○	文部科学省から 県教育委員会	県教育委員会作 成分 (133 名)
②山形県米沢市 (平成 16 年 4 月 3 日)	○	内閣府から県及 び市	県及び市作成分 (180 名)
③愛媛県松山市 (平成 16 年 5 月 15 日)	○	文部科学省から 県教育委員会	県教育委員会等 作成分 (135 名)
④和歌山県和歌 山市 (平成 16 年 10 月 30 日)	○	内閣府から県教 育府及び市教育 委員会	市教育委員会作 成分 (65 名)
⑤大分県別府市 (平成 16 年 11 月 27 日)	○	内閣府から県教 育府及び市教育 委員会	名簿の存在は確 認できず。
⑥島根県松江市 (平成 17 年 3 月 5 日)	○	依頼した事実は 確認できず。	名簿の存在は確 認できず。
⑦静岡県静岡市 (平成 17 年 6 月 11 日)	○	依頼した事実は 確認できず。	県等が自発的に 取りまとめた名 簿 (74 名)
⑧青森県八戸市 (平成 18 年 9 月 2 日)	○	内閣府から県教 育府及び市教育 委員会	県教育府等作成 分 (279 名)

○確認できた名簿一覧

(人数)

		名簿取りまとめ部署						備考	全申込者数	当日の参加者数	募集人数
		知事部局	県教育委員会	市役所	市教育委員会	関係団体 (PTA)	その他				
1	岐阜県		133						610	473	300
2	山形県	51	12	117					505	389	400
3	愛媛県	10	114	11					588	431	400
4	和歌山県				65				426	354	300
5	大分県							名簿の存在は確認できなかった	445	312	300
6	島根県							名簿の存在は確認できなかった	562	422	300
7	静岡県		29				45	その他は青年会議所	475	340	300
8	青森県		95		59	112	13	その他は国立学校	465	401	200

※大分県以外のタウンミーティングについては、全申込者に対して、参加証を発送している。

※大分県においては、全申込者445名について抽選を行い、347名に参加証を送付している。

※静岡県教育委員会より提出された名簿は、県教育委員会が参加予定者について自発的に作成し、内閣府に送付したものである。